

**熊本労働局**

**第 14 次労働災害防止推進計画**

**令和 5 年 3 月**

**熊本労働局**

## < 目次 >

はじめに .....	4
1 計画のねらい.....	4
(1) 計画が目指す社会.....	4
(2) 計画期間.....	5
(3) 計画の目標.....	5
ア アウトプット指標.....	5
イ アウトカム指標 .....	7
(4) 計画の評価と見直し .....	8
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性 .....	9
(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性 .....	9
(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性 .....	10
ア 死傷災害の発生状況 .....	10
イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性.....	11
(3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性.....	13
ア メンタルヘルス対策関連.....	13
イ 過重労働防止対策関係 .....	14
ウ 産業保健活動関係.....	14
エ 化学物質等による健康障害関係 .....	15
(4) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性 .....	16
3 計画の重点事項.....	17
4 重点事項ごとの具体的取組 .....	17
(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発.....	17
ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備.....	17
イ 労働安全衛生における DX の推進.....	18
(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 .....	18
(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進.....	19
(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 .....	19
(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 .....	19

( 6 ) 業種別の労働災害防止対策の推進.....	20
ア 陸上貨物運送業対策.....	20
イ 建設業対策.....	20
ウ 製造業対策.....	20
エ 林業対策.....	21
( 7 ) 労働者の健康確保対策の推進.....	21
ア メンタルヘルス対策.....	21
イ 過重労働対策.....	22
ウ 産業保健活動の推進.....	22
エ 化学物質等による健康障害防止対策の推進.....	23
化学物質による健康障害防止対策.....	23
石綿、粉じんによる健康障害防止対策.....	23
熱中症、騒音による健康障害防止対策.....	23
電離放射線による健康障害防止対策.....	24

## はじめに

熊本労働局労働災害防止推進計画は、厚生労働省（以下「本省」という。）が策定し全国で展開する労働災害防止計画を、熊本県内において地域の実情に即して着実に推進するため、1958年に第1次の計画が策定されて以降、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、労働局や県の関係機関、労働災害防止団体、事業者団体、労働組合等の関係者が協働して労働災害防止活動を促進することにより、熊本県内の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）は、熊本地震以降減少傾向を維持しているものの、毎年10名以上の尊い命が失われ続けており、労働災害による休業4日以上死傷者の数（以下「死傷者数」という。）に至っては、新型コロナウイルス感染症による災害を除いてもここ数年増加傾向にある。

また、労働災害発生率（死傷年千人率）が高い60歳以上の高年齢労働者が増加しているほか、中小事業場の労働災害の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。

職場における労働者の健康確保措置に関しては、メンタルヘルスや過重労働への対応、労働者の高年齢化に伴う健康問題への対応、治療と仕事の両立支援の実施、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律的管理への対応等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。

さらに、第13次労働災害防止推進計画（以下「13次防」という。）の期間中（2018年度～2022年度）も化学物質による重篤な健康障害の発生や石綿による中皮腫等の発症事例が続いており、長期的な有害物ばく露による健康障害の防止を着実にやっていく必要がある。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度からの5年間に於いて労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「熊本労働局第14次労働災害防止推進計画」（以下「14次防」という。）をここに策定する。

## 1 計画のねらい

### （1）計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据え、また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得ながら、プライバシー等の配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル

端末、VR（バーチャル・リアリティ）、AI等も活用を図る等、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、さらに「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増している。労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

（参考）SDGs（持続可能な開発目標）8.8 Protect labour rights and promote safe and secure working environments for all workers, including migrant workers, in particular women migrants, and those in precarious employment.（移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者等、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。）

## （２）計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

## （３）計画の目標

労働局、災害防止団体、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

### ア アウトプット指標

本推進計画においては、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施すべき次の事項をアウトプット指標として定め、労働局は、その達成を目指し、当該指標を用いて本推進計画の進捗状況の把握を行う。

#### （ア）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

#### （イ）高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に

基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

#### **(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進**

- ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

#### **(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進**

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を 2027 年までに 45%以上とする。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を 2027 年までに 85%以上とする。
- ・「はさまれ・巻き込まれ」及び「激突され」災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む土木工事業の事業場の割合を 85%以上とする。
- ・「切れ・こすれ災害」及び「転倒災害」防止対策に取り組む建築工事業の事業場の割合を 2027 年までに 85%以上とする。
- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を 2027 年までに 60%以上とする。
- ・「切れ・こすれ災害」及び「転倒災害」防止対策に取り組む食料品製造業の事業場の割合を 2027 年までに 60%以上とする。
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 号第 3 号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。
- ・作業開始前の朝礼において、チェックリストに基づいて作業者の資格の確認を行う林業の事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。

#### **(オ) 労働者の健康確保対策の推進**

- ・年次有給休暇の取得率を 2025 年までに 70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を 2025 年までに 15%以上とする。
- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・50 人以上の事業場におけるストレスチェックの集団分析実施の割合を 2027 年までに 90%以上とする。
- ・労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに 50%以上とする。
- ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。

- ・労働安全衛生法（以下「法」という。）第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDS の交付を行っている事業場の割合を 2025 年までにそれぞれ 80%以上とする。
- ・法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

## イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本推進計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、本推進計画策定時において一定の仮定、推定又は期待の下、試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定及び期待が正しいかも含めアウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムにつながっているかどうかを検証する。

### （ア）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。
- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

### （イ）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・50 歳代以上の労働者の新型コロナウイルス感染症を除く災害発生件数を 2022 年と比較して 2027 年までにその増加に歯止めをかける。

### （ウ）多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに労働者全体の平均以下とする。

### （エ）業種別の労働災害防止対策の推進

- ・陸上貨物運送事業における死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少させる。

- ・建設業における死亡者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 15%以上減少させる。
- ・建設業における死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少させる。
- ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少させる。
- ・食料品製造業の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少させる。
- ・林業の死亡者数を 13 次防期間中の 5 年間と比較して 14 次防期間中に 15%以上減少させる。

#### (オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 5%以下とする。
- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50%未満とする。
- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を 13 次防期間中の 5 年間と比較して、14 次防期間中に 5%以上減少させる。
- ・第 14 次防期間中の 5 年間に熱中症による死亡者を発生させないこと及び不休災害を含む死傷災害の増加率 を 13 次防期間と比較して減少させる。

当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022 年と比較して、2027 年においては、5%以上減少する。
- ・死傷災害については、2021 年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022 年と比較して 2027 年までに減少に転ずる。

#### (4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、熊本地方労働審議会及び安全衛生労使専門家会議に報告する。また、必要に応じ、計画を見直す。

計画の実施状況の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、別添の「熊本労働局第 14 次労働災害防止推進計画におけるアウトプット指標及びアウトカム指標一覧」に記載の「判定基準」に基づいて事業場別の達成状況の判定を行い、これを記録することで計画の進捗状況を把握するとともに、アウトプット指標の達成がどの程度アウトカム指標の達成に寄与しているか等の評価も行うこととする。



## 2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

### (1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

死亡災害の多い業種の推移《表1》を労働災害防止推進計画の期間ごとの合計で見ると、第12次労働災害防止推進計画（以下「12次防」という。）と13次防の比較では、全体的に16.9%の減少となっている。13次防の重点として取り組んできた製造業、建設業、林業について、林業以外は目標を達成している。

なお、林業は、13次防の目標値5人を28.6%超える7人となっており、そのうち6人（86%）は伐倒作業中の立木や林業機械等に激突されたものであるが、作業に必要なチェーンソーの取扱いや林業機械の運転の特別教育を受講していない災害が認められることから、作業開始前の資格確認の徹底が必要である。

また、建設業は、13次防の目標は達成しているものの、期間中の死亡災害は全体の45.5%を占めており、その中でも「墜落・転落」によるものが約40%を占めていることから、墜落・転落災害防止対策の強化が必要である。

このため、建設業及び林業については、死亡災害を減少させるための重点業種として14次防においても指定する必要がある。

《表1》 災防計画期間ごとの業種別死亡災害の推移（10次防～13次防）

	10次防合計	11次防合計	12次防合計	13次防合計	13次防目標値
製造業	14	18	12	7	合計で10人以下
(前期間との比較)	-	28.6%	33.3%	41.7%	
建設業	46	31	35	23	最終年11人以下
(前期間との比較)	-	32.6%	12.9%	34.3%	(令和4年4人)
林業	4	8	7	7	合計で5人以下
(前期間との比較)	-	100%	12.5%	±0%	
運輸交通業	20	18	6	4	
(前期間との比較)	-	10%	66.7%	33.3%	
商業	10	12	6	5	
(前期間との比較)	-	20%	50%	16.7%	
上記5業種以外	23	18	11	18	
(前期間との比較)	-	21.7%	38.9%	63.6%	
合計	117	105	77	64	最終年18人以下
(前期間との比較)	-	10.3%	26.7%	16.9%	(令和4年14人)

13次防の数値は、令和5年3月7日届出分までの統計を使用。

## (2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

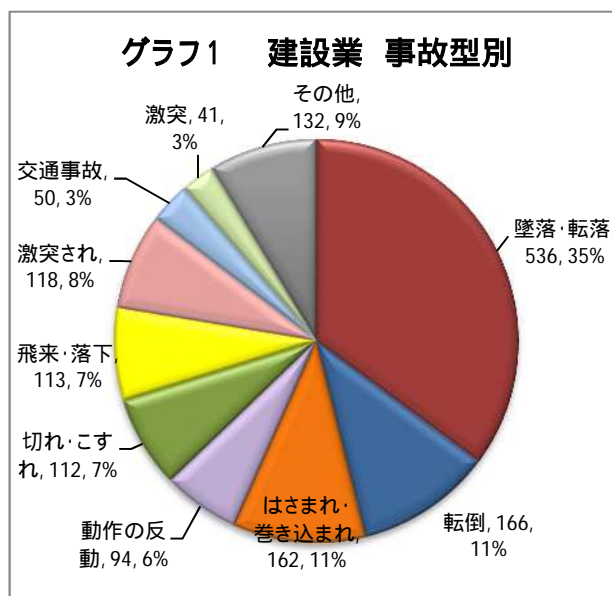
### ア 死傷災害の発生状況

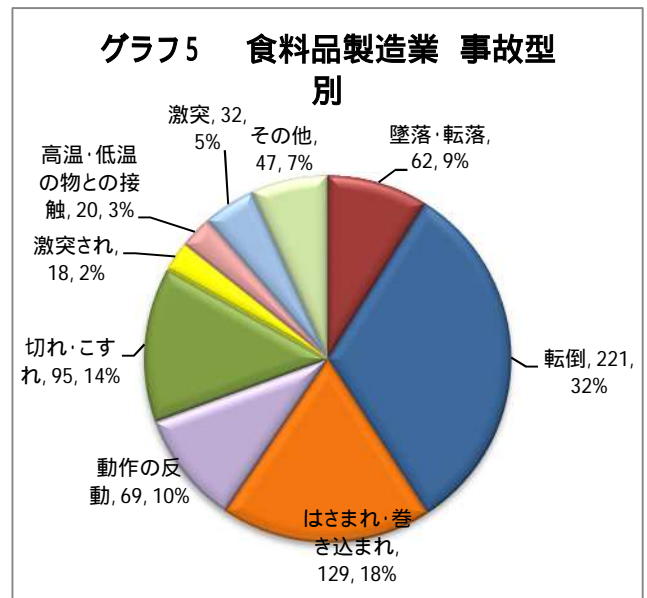
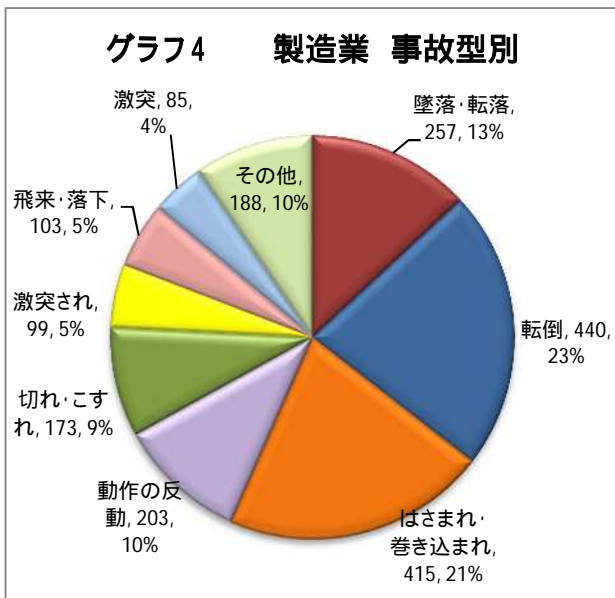
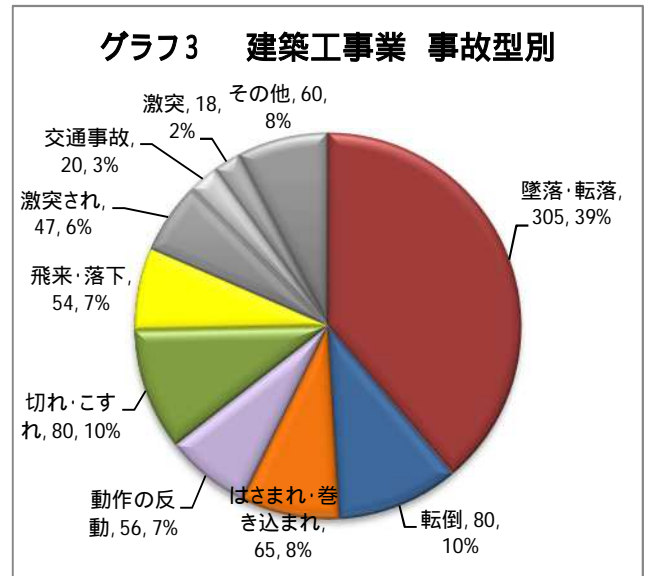
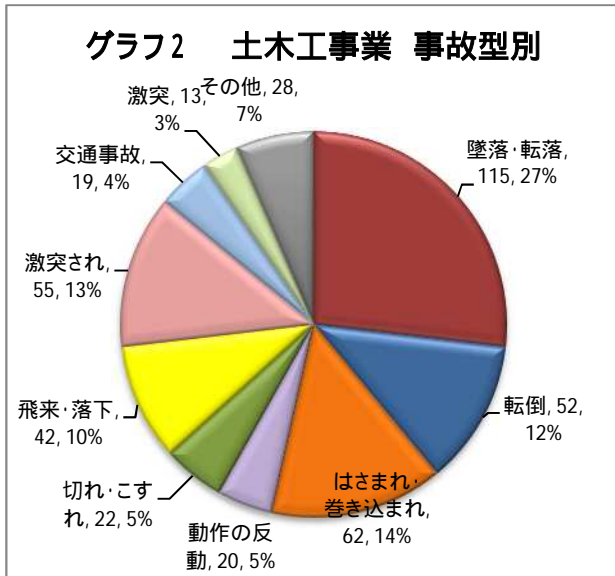
死傷災害については、13次防期間中(2018年～2022年)増加の一途をたどっている。令和2年及び3年については、新型コロナウイルス感染症へのり患による影響もあるが、それを除いたとしても死傷災害件数、千人率ともに増加傾向にある。その内訳を見ると、事故の型別では、「転倒」(26.4%)、「動作の反動、無理な動作」(14.3%)が労働災害全体の約4割(40.7%)を占めている。業種別には、第三次産業が約5割を占めているが、その内訳を見ると、事故の型別は、「転倒」(36.7%)や「動作の反動・無理な動作」(19.5%)と労働者の作業行動に起因する労働災害が5割以上を占めている。

さらに、外国人労働者の雇用者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にある。

また、第三次産業以外の主要産業では、次のような状況が認められた。

- ・建設業全体では、「墜落・転落災害」が最も多いが、「墜落・転落災害」以外では、土木工事業で「はさまれ・巻き込まれ災害」及び「激突され災害」、建築工事業で「切れ・こすれ災害」及び「転倒災害」が多く発生している。(グラフ1～3参照)
- ・製造業全体では、「転倒災害」「はさまれ・巻き込まれ災害」が多く発生しているが、製造業における「転倒災害」の53%、「切れ・こすれ災害」の55%が食料品製造業で発生しており特別な対策が必要である。(グラフ4、5参照)





## イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性

死傷災害の増加については、

労働災害発生率(死傷年千人率)が高い60歳以上の高年齢労働者が増加していること

特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない労働者の作業行動に起因する労働災害が増加してきていること

安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業者において労働災害が多く発生していること。その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること

その他、直近の労働災害の増加については、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化やこれに伴うデリバリーサービスや宅配需要の増加の影響

等、様々な要因が考えられる。

上記の に関しては、全年齢に占める 60 歳以上の高年齢労働者の割合は、右肩上がり増加しており、令和 3 年の 21 人以上規模の企業におけるデータでは約 17% となっている。また、高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により被災確率が高く、その結果、令和 3 年の 60 歳以上の高年齢労働者の休業 4 日以上死傷者数の全年齢に占める割合は 30% を超えているほか、被災した場合の休業期間も若年層と比較して長くなっている。このため、高年齢労働者が安心して働ける環境づくりが必要である。

上記の に関しては、労働者の作業行動に起因する労働災害を防止するための対策の取組を促進することが必要である。

上記の に関しては、産業構造の変化に伴う労働移動、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による一時的な雇用調整や飲食業等におけるサービス内容の変更に伴い、新たな業務に不慣れな労働者が増加していることが死傷災害増加の要因とも考えられる。これらの状況に鑑みれば、第三次産業等、労働者が増加している又は労働者の入れ替わりが頻繁である業種において、安全衛生対策の取組を強化することが重要である。

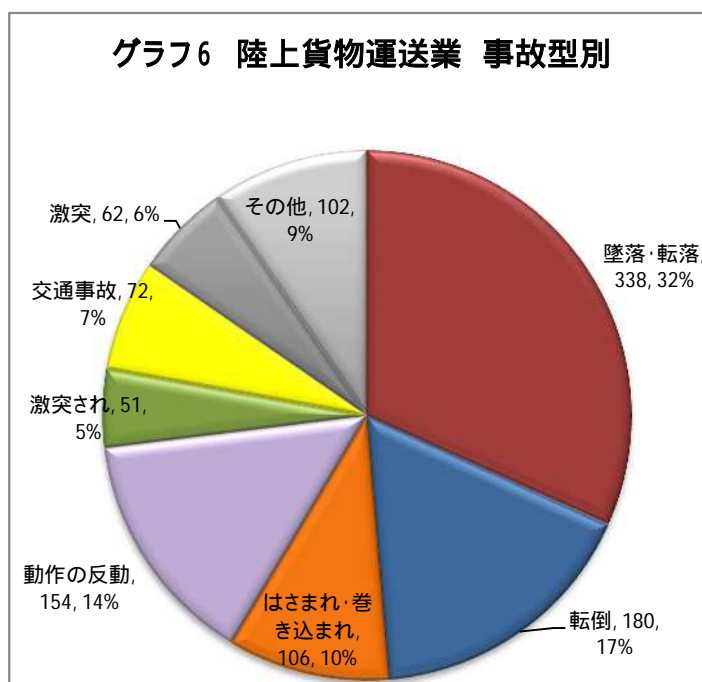
一方で、例えば平成 30 年の労働安全衛生調査（実態調査）によれば、安全衛生管理の水準が低下したと答えた卸業及び小売業の事業場において、その低下の理由については「経営環境の悪化で、安全衛生に十分な人員・予算を割けない（29.0%）」、「正社員以外の労働者が増えたため、管理が難しくなっている（28.7%）」等が挙げられている。

また、本省が実施した平成 29 年の労働安全衛生調査（実態調査）によれば、卸売業及び小売業の事業場において正社員以外（派遣労働者を除く。）の労働者を過去 1 年間における安全衛生活動に参加させた割合は 6 割（59.0%）にとどまり、その理由として、危険な作業に従事していないことのほか、「安全衛生活動を特に実施していない（17.5%）」、「勤務中に作業以外の活動を行わせる余裕がない（17.5%）」、「勤務時間帯、曜日がばらばらのため（16.7%）」となっている。

このように厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況がある。さらに、世界的な原油価格高騰や物流コストの上昇、消費者・利用者へのサービス向上等の観点から、製造、物流等において少人数でより効率的・効果的に、短い納期で業務を実施・処理することが求められていることも労働災害増加の要因の一つと考えられる。

しかしながら、いかなる経営状況であろうと安全衛生対策には真摯に取り組む必要がある。また、自社の人材を「コスト」ではなく、「資本」として捉え、安全衛生対策も含む教育や労働環境の整備として投資を行い、事業者と労働者が共に成長し価値を生み出すとの人的資本の考え方に照らし、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保の観点からもプラスになるとの理解が進めば、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが期待できる。

また、上記の について、特に物流に関しては、コロナ渦における外出自粛による宅配便取扱個数の増加等の影響もあり、陸上貨物運送事業における労働災害が増加し、荷役作業中等の「墜落・転落」が全数の約3割を占め、最多となっている。荷役作業の際の墜落・転落災害防止対策の強化をはじめ、荷役作業の実態を踏まえた安全衛生対策の強化が必要である。（グラフ6参照）



加えて、必ずしも災害が増加しているわけではないが、業種別災害発生件数の上位を占める建設業、製造業に対しては、それぞれの作業実態や事故の型等に着目した個別の対策が必要である。

### （3）労働者の健康を巡る動向と対策の方向性

#### ア メンタルヘルス対策関連

本省が実施した令和3年労働安全衛生調査（実態調査）によれば、全国でメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、労働者数50人以上の事業場で94.4%である。一方、使用する労働者数が50人未満の小規模事業場では、30～49人規模で70.7%、10～29人規模で49.6%となっており、特に使用する労働者数が30人未満の小規模事業場において、メンタルヘルス対策への取組が低調である。

一方、熊本県内の事業場においては、令和4年に実施した自主点検によれば、メンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者数50人未満規模の事業場の割合は75.2%となっており、全国調査の結果を上回っている。

労働者数50人未満規模の事業場においてメンタルヘルス対策に取り組んでいない理由については、問題が発生していない（該当する労働者がいない）（51.0%）、取組み方がわからない（21.0%）、多忙である（16.7%）が上位となっている。

また、当局管内における精神疾患による労災認定件数を見てみると、12次防期間中には20件であったが、13次防期間中では、45件と12次防の2倍以上となっている。

請求件数自体も、12次防期間中の76件に対して、13次防期間中は84件と1割程増加しており、14次防においても引き続き対策を講じていく必要がある。

## イ 過重労働防止対策関係

過重労働の防止については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）及び関係法令の施行等により各種の取組が進められたところであるが、そうした取組が進められている中でも、働き過ぎによって尊い生命が失われる等痛ましい事態が今もなお後を絶たない状況にある。令和4年10月14日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」に盛り込まれている長時間労働の是正や職場におけるメンタルヘルス対策の推進等にも留意しつつ、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）に基づき令和3年7月30日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、対策をより一層推進する必要がある。

週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は、緩やかに減少している（令和3年：8.8%（労働力調査））ものの、依然として過重労働により脳・心臓疾患を発症したとして労災認定される事案が発生しており、引き続き、時間外・休日労働時間を削減する必要がある。

休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間

また、年次有給休暇の取得率は、増加傾向にある（令和3年：58.3%（就労条件総合調査））が、引き続き、年次有給休暇の取得を促進し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する必要がある。さらに、勤務間インターバル制度を導入している企業の割合も同様に増加傾向にある（令和4年：5.8%（就労条件総合調査））が、引き続き、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

## ウ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康確保措置については、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高齢化に伴う健康問題への対応、治療と仕事の両立支援の実施、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律的な管理への対応等、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や産業保健活動の見直しが必要である。

また、法令に基づく安全衛生管理体制は整備されているものの、産業保健活動が効果的に行われず、労働者の健康保持増進が有効に図られていない事例や、保健事業を実施する保険者との連携が十分に行われていない事例もあることから、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。

さらに、産業医の選任義務がない労働者数50人未満規模の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携等も含め、こうした小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

労働力人口における通院者の割合が増加を続ける（平成 31 年：36.8%（国民生活基礎調査））一方で、治療と仕事を両立できる取組（通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討、両立支援に関する制度の整備等）を行っている事業場の割合は 41.1%（令和 3 年労働安全衛生調査（実態調査））であり、事業場規模が小さいほど、その割合も小さい。疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、治療と仕事の両立支援の推進が必要である。

このような状況を踏まえ、事業者には、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められている。

## エ 化学物質等による健康障害関係

全国的には、化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が年間約 500 件発生しており、減少がみられない。業種別には、製造業のみならず、建設業、第三次産業における労働災害も多い。また、特定化学物質障害予防規則等による個別規制の対象外となっている物質による労働災害が、これら化学物質による労働災害全体の 8 割を占めている。しかしながら、事業場の化学物質対策の取組状況について、法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・SDS の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性等を有するとされる化学物質の全てについて、ラベル表示、SDS 交付、リスクアセスメントを実施している事業者の割合は、令和 3 年の全国調査において、それぞれ 69.9%、77.9%、66.2%となっている。（令和 3 年労働安全衛生調査（実態調査））

一方、熊本県内事業場の化学物質対策の取組状況については、令和 4 年に実施した自主点検によれば、SDS 交付義務対象物質かどうかにかかわらず、GHS 分類がついた化学物質を含有する製品全てについて SDS を交付している割合が製造事業場で 59.3%、販売事業場で 35.7%となっており、全国調査の結果（77.9%）と比較するとかなり交付率が低い結果となっている。

また、特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制に関する法令改正が今後施行を迎えるが、その自律的な管理の定着が必要となっている。

2030 年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、熊本県内においては、2016 年の熊本地震以降、急速に建築物等の解体・改修が進んでいるが、未だに不十分な対策しかとられていない現場が見受けられ、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

じん肺所見が認められる労働者は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生している。



熱中症による災害は毎年多数発生し、県内の 12 次防期間中における不休災害を含む熱中症発生件数は 440 件、13 次防期間中の同件数は 717 件（令和 5 年 1 月末速報値）であり、増加率が 63%となっている。

騒音性難聴の労災認定件数は、長期的に減少しているものの、依然として全国で年間約 300 件となっている。これら職業性疾病の予防対策についても更なる取組の推進が必要である。

#### （４）事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことも必要である。他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生対策に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。そのための具体的な方策として、

- ・「労働災害の発生件数・割合、死亡数等」、「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」、「健康・安全関連取組等」等人的資本への投資の可視化による事業者自らの情報開示と当該情報に基づく第三者の評価
- ・安全衛生対策に取り組む事業者を国が認定する取組等を通じて、官民・国民の商取引等でもこれらの事業者が優先的に選ばれる社会的理解の醸成等が考えられる。

このほか、中小事業場が様々な事情を抱える中で、自社の安全衛生対策に優先して取り組むためには、国が安全衛生対策に要する費用を助成すること等が有効と考えられる。また、国等が新規に事業を立ち上げる者に対して本計画の内容を教示すること、国や事業者は発注時において安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそののある条件を付さないこと、そして契約時等において安全衛生対策経費を確保することが必要と考えられる。

加えて、労働局や安全衛生の指導を行う安全衛生コンサルタント、労働災害防止団体等の関係者が事業場における安全衛生対策に関し助言等を行うときに、単に法令等の内容を説明し、その取組を求めるだけでなく、

- ・他の事業場の好事例や当該事業場の状況に即した個別具体的な取組
- ・エビデンスに基づく具体的な労働災害防止の取組とその効果
- ・DXによる業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組
- ・安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット



等を説明することも有効であると考えられる。

### 3 計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進（化学物質対策を含む。）

### 4 重点事項ごとの具体的取組

#### (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

##### ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

- ・誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることを、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る（2（4）参照）。
- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFEコンソーシアム」のみならず、「健康経営優良法人認定制度」等既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。その際、対象事業場の取引先になり得る発注者や求職者等が周知先となるよう、その周知方法についても工夫する。
- ・内閣官房が取りまとめた「人的資本可視化指針」に基づき、「労働災害の発生件数・割合、死亡数等」、「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」、「健康・安全関連取組等の説明」等といった健康・安全に関連する事項の開示を進める事業者を支援する。
- ・中小事業者の安全衛生対策に取り組む意欲を喚起する一助として、安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット（職場環境等の改善に伴う作業の効率化や生産性の向上等）や安全衛生に取り組まないことにより生じ得る損失（労働災害の被災者の休業損失や不健康な労働者の増加による労働能率の低下等）について広く周知する。

- ・事業者の具体的な取組に繋がるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、「SAFEアワード」に応募された事案等、他の事業場の好事例について、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知する。
- ・労働災害防止団体の熊本県支部等（以下「災防団体」という。）が行う労働安全衛生活動に対して必要な指導・援助を行う。その際、災防団体の安全管理士等が実施する安全衛生指導においては、中小事業者等が自発的に安全衛生対策に取り組めるようにするための意識改革を含めた支援を行うよう求めていく。
- ・引き続き災防団体等と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。
- ・労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等についての周知を図るとともに、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会熊本支部と連携し、安全衛生対策に取り組む中小事業者等の意欲を喚起できるような労働安全衛生コンサルタント活動の推進を図る。
- ・熊本県医師会及び熊本産業保健総合支援センター等と連携した産業保健分野の人材育成の推進、関連情報の収集及び情報発信を行う。

#### イ 労働安全衛生におけるDXの推進

- ・効率的・効果的な安全衛生活動及び作業の安全化の推進に向け、例えば熱中症対策として、新技術であるウェアラブル端末を活用すれば、移動が多い労働者についても、常にその作業環境を直接把握できるようになり、より綿密な管理が可能となる等の新技術の利点について周知を図る。  
 また、デジタル技術の活用では、建設現場における重機類の遠隔操作、安全パトロール等の遠隔臨場による実施等が考えられるが、現時点ではエビデンス収集の段階であるため、その結果を踏まえて建設業労働災害防止協会熊本県支部と連携し、各種改正に歩調を合わせた指導を行う。
- ・事業主健診情報等を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、そうした取組が必ずしも進んでいない事業場に対し、全国健康保険協会熊本支部と連携し、健康診断情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルスの利点等について情報発信を行う。

#### (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入等既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図るとともに、対策の実効性の確保及び定着を図るため、対策導入にあたっての推進チームの結成や職員研修の実施、対策推進責任者の選任について指導を行う。  
 また、介護機器等の導入にあたって、60歳以上の高年齢労働者が当該業務に就く場合には「エイジフレンドリー補助金」が活用できることについても周知を図る。
- ・理学療法士等を活用した事業場における労働者の身体機能の維持改善の取組を支援するとともに、筋力等を維持し転倒を予防するため、転倒防止体操の励行及びス

ポーツの推進を図る。

- ・耐滑靴、躓きにくい靴の導入及び滑りにくい床面塗装を推進するほか、転倒危険箇所マップ等を作成し、安全衛生教育に活用するよう周知する。
- ・骨密度・「ロコモ度」・視力等の低下における転倒災害の発生リスクの「見える化」の手法を提示・周知する。
- ・第三次産業について、年間計画に基づく非正規社員を含む全労働者への安全衛生教育の実施及び安全な作業手順書の作成・関係者への周知について推進する。

### (3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジアクション100」や「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、身体機能の低下等を補う設備・装置の導入等職場環境の改善等の取組を進める。

また、職場環境の改善に当たっては「エイジフレンドリー補助金」の活用を周知する。

### (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインを引き続き周知する。
- ・副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール（労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ）の活用促進を図る。
- ・事業者が行う外国人労働者に対する安全衛生教育が適正かつ効率的なものとなるよう、「職場のあんぜんサイト」に掲載された多言語対応の動画教材や厚生労働省ホームページに掲載された漫画教材の活用を促す。

### (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- ・有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける法第22条の規定に関連する省令の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正がなされ、令和4年4月に公布、令和5年4月に施行されることから、当該省令の内容について県内の労働保険事務組合への周知をはじめ、安全管理講習会、建設工事担当者会議等の際に説明する等により広く周知を図る。

なお、法第20条の規定に関連する省令が同様に改正された場合には、改正省令の公布後に遅滞なく周知を図ることとする。

## (6) 業種別の労働災害防止対策の推進

### ア 陸上貨物運送業対策

- ・陸上貨物運送事業における死傷災害の約7割が荷役作業時に発生しており、特に荷役作業時におけるトラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図る。
- ・陸上貨物運送業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等に対応するため、荷主事業者対策に取り組む。
- ・陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図ることとし、先ずは、陸運事業者及び荷主等の間において、それぞれ荷役災害担当者を指名する、両者が参加する安全衛生協議会を設置する、両者の間で安全作業連絡書による連絡調整に取り組む等の体制構築を推進する。
- ・腰痛の発生が比較的多い重量物取扱い作業等について、本省が事業者や研究者の協力を得ながら策定を進めている腰痛予防対策について、策定され次第、積極的に周知・普及を図る。

### イ 建設業対策

- ・建設業における死亡災害の約4割が墜落・転落災害であることから、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」（令和4年10月28日公表）を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ・デジタル技術の活用を県内でも推進するため、建設工事関係者連絡会議等においてICT工法に基づく発注状況の把握を行うとともに、モデル現場への視察等により、デジタル技術を活用した建設施工の自動化、自律化、遠隔化等の新たな技術の導入に伴う安全対策について知見の収集及び普及促進を図る。
- ・地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進する。
- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」「振動障害予防対策指針」「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導等により健康障害防止対策の推進を図る。
- ・COHSMS、ISO45001の導入を図るとともに、店社におけるリスクアセスメントの実施及び現場でのリスクアセスメント（リスクKYを含む）の実施に係る周知・指導等労働災害防止対策の推進を図る。

### ウ 製造業対策

- ・作業手順の理解や危険への感受性を高めるためのVRの活用について促進を図る。
- ・「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づくリスクアセスメントの実施により機械の本質的安全化を促進する。

- ・上記リスクアセスメントの結果、本質的安全化が図れなかったリスクに対しては、「機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針」に基づき、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。
- ・許容可能な残留リスクに関しては、安全作業マニュアル（作業手順）の作成及び関係労働者への周知徹底により対策を講じるよう推進する。
- ・はさまれ危険箇所の見える化の実施を推進する。
- ・食料品製造業においては、「切れ・こすれ災害」に関して、使用機械に係るリスクアセスメントの実施を推進するとともに、包丁使用時には保護手袋の着用を行わせる等、保護具の使用による労働災害防止対策の推進を図る。また、転倒災害については「行動災害防止対策」に準じて取組を進める。

## エ 林業対策

- ・現場での事前実地調査結果に基づきリスクアセスメントを実施するとともに、その実施結果に基づく作業計画の策定を推進する。また、作業計画には適正な受け口、追い口、つるの作成及び偏心木、裂けやすい木に対する追いつる切りの採用等を盛り込むよう周知・指導を推進する。
- ・小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用の徹底等を図る。また、伐木等作業の安全ガイドライン、林業の緊急連絡体制整備ガイドライン等の周知徹底を図る。
- ・熊本森林管理局や熊本県林務関係部署、災防団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、災防団体の安全管理士や県の林業普及指導員等による現場指導に対する援助等、発注者を含む関係各機関と協調して取組を推進する。
- ・作業開始前の朝礼等において、労働局が作成したチェックリストを活用して作業者の資格の確認が確実に実施されるよう取組を進める。

## (7) 労働者の健康確保対策の推進

### ア メンタルヘルス対策

- ・熊本産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。
- ・メンタルヘルスケアは、継続的かつ計画的に推進することが重要であることから、その推進のため「心の健康づくり計画」の策定について引き続き指導を行う。
- ・「熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度」の周知を図り、仕事や職業生活の不安や悩みを抱える労働者の支援に取り組む。
- ・ストレスチェックの集団分析及び小規模事業場におけるストレスチェックの実施を促進するため、本省が作成する「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」の周知や熊本産業保健総合支援センターの活用を勧奨する。

- ・各種団体に対して、業界団体の集合会議等の場に出向き、積極的に取り組むよう周知啓発を図る。また、熊本県及び熊本市の健康づくり推進課等との連携も強化する。
- ・健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット（実際に休業する損失【アブセンティーズム】だけでなく、体調不良による能率低下による損失【プレゼンティーズム】の防止等）について周知啓発を図り、取組を促す。
- ・小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。
- ・職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の徹底を図る。
- ・「熊本労働局第4次メンタルヘルス対策推進計画」を推進し、事業場の取組を支援・指導する。

## イ 過重労働対策

- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。

長時間労働が疑われる事業場への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日策定）の周知及びこれに基づく指導を引き続き実施する。

また、令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業に従事する労働者、自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。特に、運輸業・郵便業においては全業種の中でも脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）の周知及びこれに基づく指導を行う。

また、医師については「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和4年厚生労働省告示第7号）に基づく「医師の時間外労働短縮目標ライン」に留意しつつ「労働時間短縮計画」がPDCAサイクルに則って適正に推進されるよう支援を行う。

長時間労働者に対する医師による面接指導の実施について、前提となる対象労働者からの申し出が積極的に行われるよう、本省において効果的な勧奨方法が策定される予定となっているので、その策定後に事業者への周知を行う。

- ・本省が策定予定の業種別・職種別の過労死防止対策について、策定後に事業者への周知を行う。

## ウ 産業保健活動の推進

- ・健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリット（プレゼンティーズムを含む労働損失の防止等）について周知啓発を図り、取組を促す。
- ・熊本県及び熊本市の健康づくり推進課と連携し、企業や医療機関及び労働者本人を対象とした「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知啓発を強化する。

- ・熊本産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターが行う中小企業を中心とする産業保健活動への支援に引き続き協力する。
- ・産業医の選任に悩みを抱える事業場に対し、熊本産業保健総合支援センターで行う「事業場と産業医のマッチング事業」の周知を行い、産業保健活動の促進を図る。

## エ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### 化学物質による健康障害防止対策

- ・外部委託による化学物質管理に係る相談受付や訪問支援窓口の周知を行う。
- ・本省で作成予定の化学物質管理専門家リストの周知を図る。
- ・労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおけるGHS分類結果やモデルSDSを周知するとともに、クリエイト・シンプル(簡易リスクアセスメントツール)の利用案内等を行う。

### 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

- ・改正石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)や最新の分析方法等の知識を提供するために本省が作成する啓発用動画の周知や、これを用いた説明会等を実施する。
- ・「建築物等の解体等の作業および労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」及び「石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」の周知を行う。
- ・解体・改修工事発注者による取組を強化するため、建設工事関係者連絡会議等を通じて発注者の配慮義務に係る周知等を図る。
- ・第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。
- ・所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う「ずい道等建設労働者健康管理システム」の周知を図り、トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。
- ・「熊本労働局石綿ばく露防止対策店社指導中期計画」を推進し、事業者の石綿ばく露防止対策の徹底を図る。

### 熱中症、騒音による健康障害防止対策

- ・事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本工業規格(JIS)に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の周知を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組や本省で作成予定の教育ツールの紹介を行うほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・環境省が実施している暑さ指数メール配信サービス等を活用し、作業前日から暑さ指数の予測値を把握した上で、対策を準備するよう促す。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導を行う。

### **電離放射線による健康障害防止対策**

- ・熊本県医療政策課等と連携し、医療機関に対して医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の徹底を指導するとともに、医療機関に対して、本省で予定する放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入支援事業の活用を促す。



## 熊本労働局第14次労働災害防止推進計画におけるアウトプット指標及びアウトカム指標一覧

番号	重点事項	アウトプット指標	判定基準	アウトカム指標
1	行動災害防止対策	【全業種】 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・耐滑靴、躓きにくい靴の導入。 ・転倒危険箇所マップの作成。 ・滑りにくい床面塗装の採用。 ・転倒防止体操の励行。 ・転倒災害防止に係る安全衛生教育の定例化。 等	・転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。 ・社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。
2		卸売業・小売業 / 医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。	・非正規社員を含む雇入れ時の教育の実施。 ・年間計画に基づく教育の実施。 ・作業手順の作成とその周知の実施。 等	
3		介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・導入のための推進チームの結成。 ・リフト等の福祉用具の導入。 ・職員研修の実施と責任者の選任。 等	
4	高年齢労働者対策	【全業種】 Ergo Lift リーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・Ergo Lift 100のチェックリストの活用。 ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入。 ・高年齢者の特性を考慮した作業管理。 ・高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応。 等	・60歳以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ・50歳以上の労働者の新型コロナウイルス感染症を除く災害発生件数を2022年と比較して2027年までにその増加に歯止めをかける。
5	外国人労働者対策	【全業種】 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・職場の安全サイト掲載の動画教材の使用。 ・厚生省HP掲載のマンガ教材の使用。 ・事業者が独自に作成した教材の使用。 等	・外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。
6	陸上貨物運送事業	陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。	・陸運事業者及び荷主等のそれぞれに荷役災害担当者を指名。 ・陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置。 ・安全作業連絡書による連絡調整の実施。 等	・陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
7	建設業	墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。	・COHSMS、ISO45001の導入。 ・建設社としてのリスクアセスメントの実施。 ・建設現場でのリスクアセスメント（リスクKYを含む）の実施。 等	・建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。 ・建設業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
8		はさまれ・巻き込まれ災害及び衝突され災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む土木工事業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。		
9		切れ・こすれ災害及び転倒災害の防止のリスクアセスメントに取り組む建築工事業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。		
10	製造業	機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。	・「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づくリスクアセスメントの実施。 ・機械関係の作業マニュアルの作成及び関係労働者への周知。 ・はさまれ危険箇所の見える化の実施。 等	・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
11		切れ・こすれ災害及び転倒災害の防止に取り組む食品製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。	切れ・こすれ災害に関して、 ・使用機械のリスクアセスメントの実施。 ・包丁の使用に関して、保護手袋の使用。 等 転倒災害に関しては「行動災害防止対策」に同じ。	・食品製造業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
12	林業	「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・現場での事前実地調査結果に基づきリスクアセスメントを実施した上で作業計画の策定。 ・適正な受け口、追い口、つるの作成。 ・偏心木、裂けやすい木に対する追いづる切りの採用。 等	・林業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。
13		作業開始前の朝礼において、チェックリストに基づいて作業者の資格の確認を行う事業所の割合を2027年までに80%以上とする。	・熊本労働局で事業者向けに作成したチェックリストを用いて確認している。 ・事業者が独自に作成したチェックリストにより確認している。 等	
14	健康確保対策	企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。	・年次有給休暇管理簿に基づいて、毎年一定の基準日を定めて取得率を算定している。 等	・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
15		勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。	・就業規則又は労働協約において、終業から次の始業までの休憩時間を9時間以上確保することを定めている。 等	
16		メンタルヘルス対策に取り組む事業者（労働者10人以上）の割合を2027年までに80%以上とする。	・ストレスチェックの実施。 ・メンタルヘルスに係る研修会の実施。 ・心の健康づくり計画の作成。 等	
17		50人以上の事業場におけるストレスチェックの集団分析実施の割合を2027年までに90%以上とする。	・実施者による集団分析の実施。 ・衛生委員会への分析結果の報告・検討。 等	
18		50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。	・ストレスチェック指針に基づく適正なストレスチェックの実施。 等	
19	必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	・外部資源を含めた産業保健スタッフの確保と相談体制の整備。 ・治療と仕事の両立支援制度の導入。 等		
20	化学物質対策	労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。	・GHS分類が行われている全ての化学物質を含有する製品について、ラベルの表示、SDSの交付を行っている。 ・SDSの交付については、直接交付する以外に、自社のホームページにデータを掲載するとともに、そのアドレスを相手に通知している。 等	・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの5年間で比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
21		労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	・GHS分類が行われている全ての化学物質を含有する製品について、SDSの交付を受けた上でリスクアセスメントを行っている。 ・リスクアセスメントの実施結果に基づき、衛生委員会において低減措置を検討し実施している。 等	
22		熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・環境省の暑さ指数メール配信サービス等の活用。 ・暑さ指数計の導入と活用。 等	